

73. 11

使用権に関する登録申請書に商標権の存続期間を超えた期間が記載された場合の取扱い（商）

登録申請書の「使用権の範囲」の欄に存続期間を超えた期間が記載されている場合は、当該申請について補正をすべきことを命じる。

（説明）

商標法においては、商標権の存続期間は商標権者の更新の登録の申請により更新することができる（商23条1項）が、これは、商標権者に対し存続期間経過後の商標権を更新の登録の申請前に現実の権利として保障しているものではないので、本文のとおり取り扱う。

（改訂平成28・4）